

## 令和4年度健全化判断比率等の状況について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、本市の令和4年度健全化判断比率及び各公営企業の令和4年度資金不足比率について公表します。

本市の各指標は以下のとおりです。健全化判断比率は、いずれも「早期健全化基準」未満です。また、各公営企業における資金不足比率は、資金の不足を生じた会計がないため、該当がありませんでした。

### 【健全化判断比率】

	健全化判断比率	早期健全化基準
実質赤字比率	－	11.25%
連結実質赤字比率	－	16.25%
実質公債費比率	6.4%	25.0%
将来負担比率	63.1%	350.0%

※ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、実質赤字額及び連結実質赤字額がないため、「－」（該当なし）と表示

### 【資金不足比率】

特別会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
農業集落排水事業特別会計	－	20.0%
水道事業会計	－	20.0%
公共下水道事業会計	－	20.0%

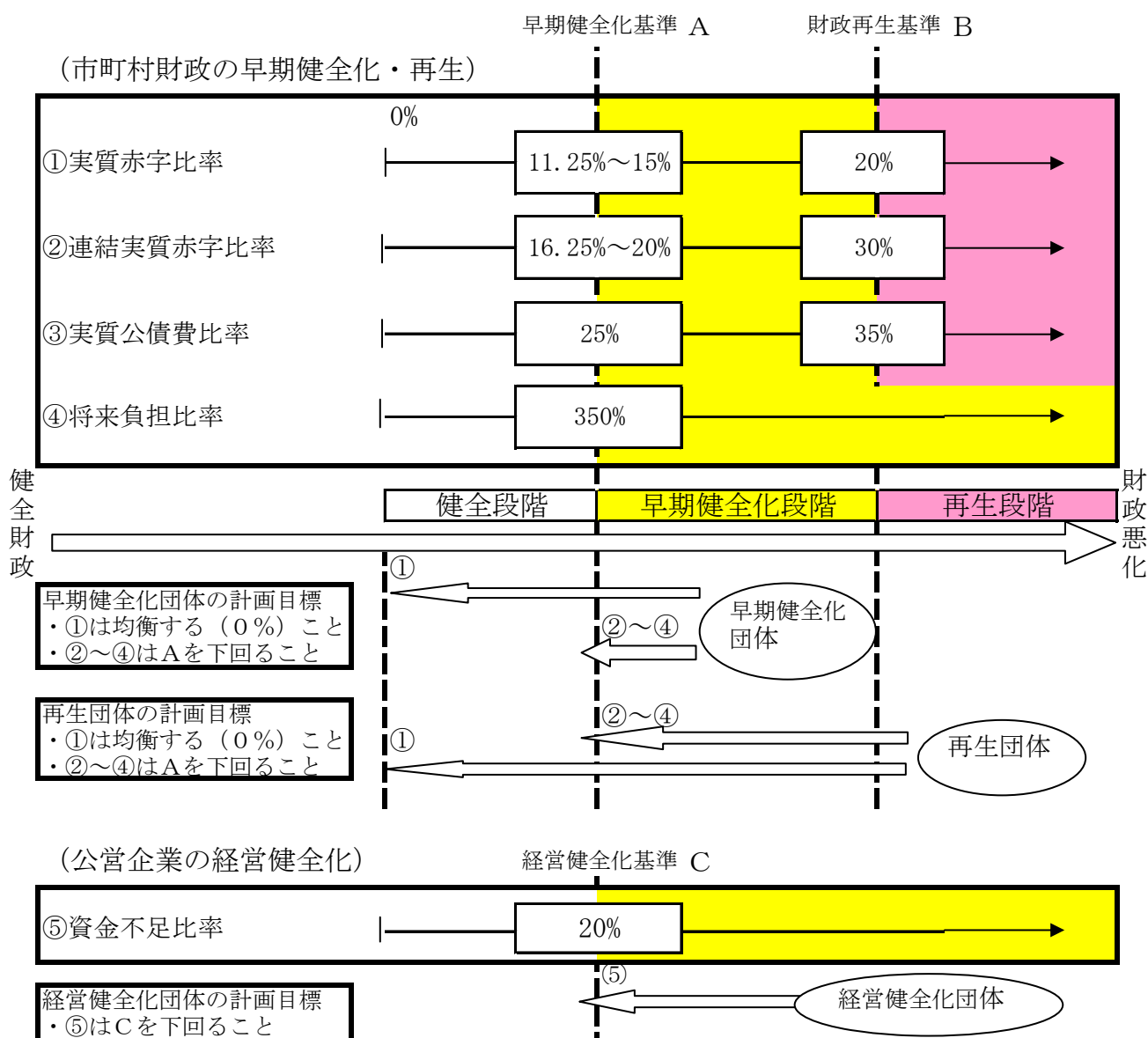
※ 各公営企業における資金不足比率は、資金の不足額がないため、「－」（該当なし）と表示

# 1 財政健全化法の概要等について

平成 19 年 6 月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が公布され、地方公共団体は、毎年度、健全化判断比率及び資金不足比率を算定し、監査委員の審査に付した上で、その意見を付け議会に報告し、公表することが義務付けられました。

また、健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上の場合には「財政健全化計画」を、また、財政再生基準以上の場合には「財政再生計画」を策定し、計画的に健全化を図ることとなります。

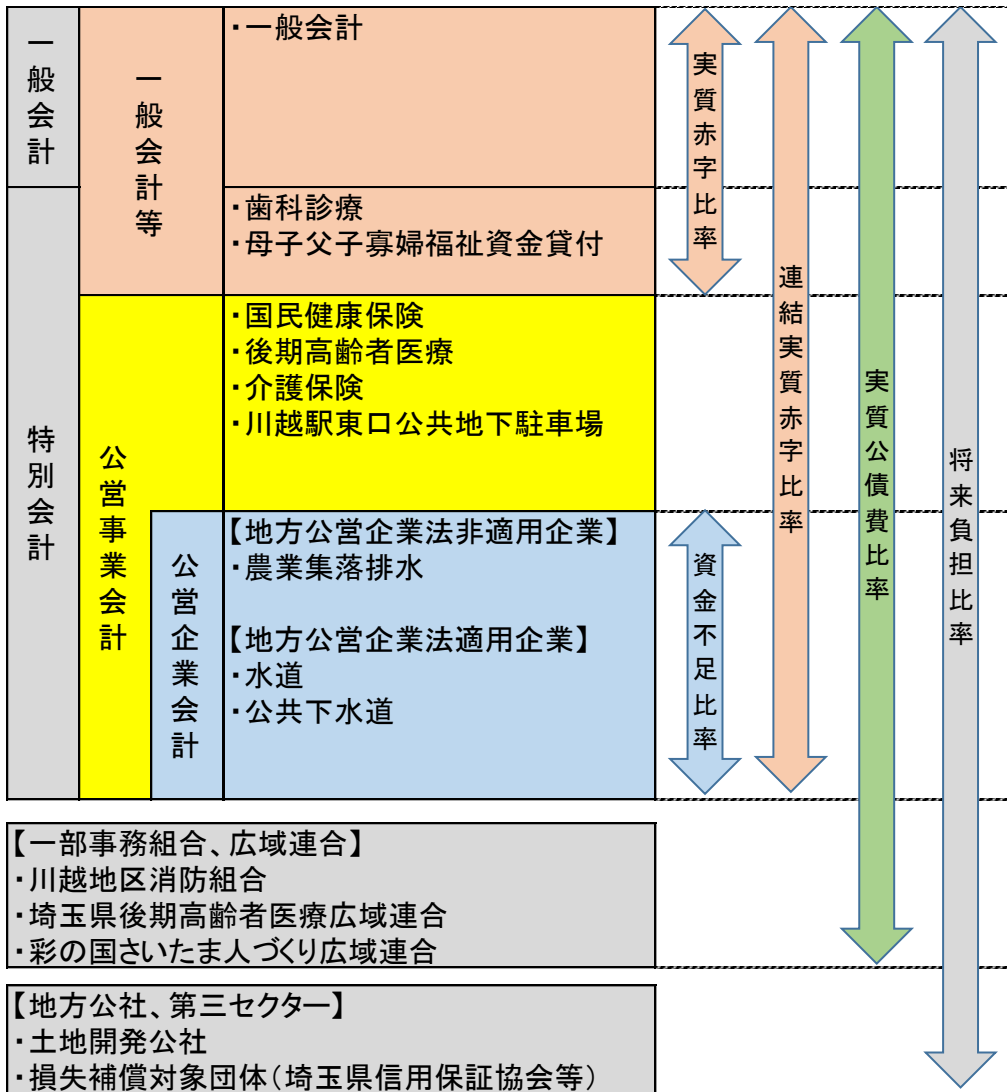
同様に、各公営企業の資金不足比率が経営健全化基準以上になった場合は、「経営健全化計画」を策定し、計画的に健全化を図ることとなります。



※ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の早期健全化基準は、各団体の標準財政規模により異なります。

※ 将来負担比率には、財政再生基準は設けられていません。

【健全化判断比率及び資金不足比率の対象について】



※ 上記の会計、団体等は、令和4年度健全化判断比率及び資金不足比率算定上の対象です。

※ 資金不足比率は、公営企業ごとに算定します。

## 2 健全化判断比率及び資金不足比率について

(1) 実質赤字比率 【 - (該当なし)】(令和3年度 - 令和2年度 - )

※ 全会計、赤字額なし

- 一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率  
一般会計等の赤字の程度を指標化したもの。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

※ 標準財政規模：当該団体の標準的な一般財源の規模

(2) 連結実質赤字比率 【 - (該当なし)】(令和3年度 - 令和2年度 - )

※ 全会計、赤字額、資金不足額なし

- 全会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率  
一般会計と特別会計の赤字額と黒字額（又は資金不足額と資金剰余額）を合算し、全会計を通じた赤字の程度を指標化したもの。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

(3) 実質公債費比率 【6.4%】(令和3年度 6.2% 令和2年度 5.8%)

※ 公債費の増により、昨年度と比較して0.2%の増

- 一般会計等の支出のうち、公債費及び公債費に準じるものに充当された一般財源の標準財政規模に対する3か年平均の比率  
一般会計等における実質的な公債費（地方債の元利償還金及び元利償還金に準じる額）の財政負担を指標化したもの。なお、この比率が18%を超えると起債の許可が必要となり、25%を超えると一部の起債発行が制限されます。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\text{(地方債の元利償還金 + 準元利償還金) - (特定財源 + 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}}{\text{(3か年平均) 標準財政規模 - (元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}}$$

※ 準元利償還金 ①～⑤の合計額

- ① 満期一括償還地方債の1年当たりの元金償還金相当額
- ② 公営企業債の償還財源に充当したと認められる一般会計からの繰出金
- ③ 組合等が起こした地方債の償還財源に充当したと認められる一般会計からの負担金・補助金
- ④ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
- ⑤ 一時借入金の利子

(4) 将来負担比率 【63.1%】(令和3年度 62.2% 令和2年度 69.7%)

※ 標準財政規模の減少等により、昨年度と比較して0.9%の増

○一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

地方債現在高、債務負担行為に基づく支出予定額など、一般会計等における将来の財政負担を指標化したもの。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

※ 将来負担額 ①～⑧の合計額

- ① 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高
- ② 債務負担行為に基づく支出予定額
- ③ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還金に充てる一般会計等からの負担等見込額
- ④ 組合等が起こした地方債の元金償還金に充てる本市からの負担等見込額
- ⑤ 退職手当支給予定額に係る一般会計等負担見込額（全職員に対する期末要支給額）
- ⑥ 設立法人等に係る一般会計等からの負担見込額
- ⑦ 連結実質赤字額
- ⑧ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち、一般会計等の負担見込額

(5) 資金不足比率 【 - (全会計において該当なし)】(令和3年度 - 令和2年度 - )

※ 全会計、資金の不足額なし

○公営企業ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率

水道事業、公共下水道事業などに代表される公営企業について、その資金の不足額（一般会計の赤字額に相当するもの）と、事業規模（料金収入等の事業収入）とを比較して、各公営企業会計の赤字の程度を指標化したもの。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

※ 資金の不足額

(法適用企業) 資金の不足額 = (流動負債 + 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高 - 流動資産) - 解消可能資金不足額

(法非適用企業) 資金の不足額 = (実質赤字額 + 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高) - 解消可能資金不足額

解消可能資金不足額: 事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額

※ 事業の規模

(法適用企業) 事業の規模 = 営業収益の額 - 受託工事収益の額

(法非適用企業) 事業の規模 = 営業収益に相当する収入の額 - 受託工事収益に相当する収入の額